

新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業
質問・回答表

番号	項目等	質問内容	回答
1	実施要領 「P2」>「2」 >「(3)」	具体的な協定書締結日や開始時期の目安等はあるのか？ (時期についての条件や希望有無の確認をしたい。)	現時点では次のとおり予定しています。 協定締結日：令和7年4月1日 各園保護者会説明：令和7年4月中旬～下旬 各園保護者投票実施：令和7年5月上旬 各園事業者決定、打合せ、利用者手続き開始：令和7年5月中旬 各園サービス利用開始：令和7年7月1日～※準備が整った園から順次開始
2	実施要領 「P3」>「4」 >「(8)」	「同種のサービス提供の実績」に、BtoB（利用手続や料金について、園・施設が介在するサービス方式）の実績も含まれるか？	参加資格にかかる同種のサービス提供実績については、利用者との直接契約方式だけでなく、施設との契約方式も含め、教育・保育施設で同種のサービス提供を実施した実績を記載してください。 なお、今回、市立園で導入するサービスは「仕様書」「6」「(1)」「ア」に記載のとおり、「契約は、サービスの利用を希望する児童の保護者が直接事業者へ申し込むこととし、事業者と保護者の直接契約とする。なお、本市及び各保育園等は料金徴収、還付、滞納整理、契約、解約等には関与しない。」としています。
3	実施要領 「P3」>「5」 >「(3)」	「各保育園等の保護者が投票により決定」とありますが、投票の対象者は主にサービス対象となる0歳児～2歳児の保護者でしょうか。それとも在籍している保護者全員を対象とするのでしょうか。 また、一般的に0歳児の人数は少なく年齢が上がるにつれ対象保護者が多くなりますが、例えば1名あたり1票の投票権が与えられるなど、学年に関わらず対象の保護者が同じ票数を持つ認識で相違ないでしょうか。	投票の対象者は、主にサービス対象となる「0歳児～2歳児クラスの保護者」を予定しており、投票権は1園児あたり1票となります。 よって、0歳児～2歳児クラスの中に兄弟がいる場合は、それぞれの園児に1票ずつ投票権があります。
4	実施要領 「P3」>「5」 >「(3)」	保護者投票時に保護者へサービス内容を伝える方法はプロポーザルに使用する企画提案書とは別の様式で周知を行う認識でよろしいでしょうか？	別の様式を作成してください。 「仕様書」「6」「(5)」「ア」に記載のとおり、「当該事業者のサービス内容が分かる資料（1～2枚程度。ホームページ等で内容を補完することも可）」を作成していただきます。 【保護者投票に必要な情報の例】 サービス名、事業者名、 銘柄、料金、申込解約手続方法、支払方法、無料トライアル期間、サービスの特徴など
5	実施要領 「P3」>「5」 >「(3)」	「提案者5者を候補事業者として選定する」とありますが、5社のサービスを各公立保育施設で保護者投票により提供園を決めるという認識でよろしいですか？	ご認識のとおりです。 プロポーザルで選定した事業者（＝候補事業者）5者を保護者に提示し、保護者は5者の中から利用したいサービスに投票します。投票は施設ごとに行い、投票数が一番多い事業者が実施事業者となり、1施設1事業者となります。
6	実施要領 「P3」>「5」 >「(3)」	保護者投票は、協定締結した全事業者を示した中から選択する方式か？また、決定される事業者は、1園につき1者とするのか？	ご認識のとおりです。
7	実施要領 「P4」>「7」 >「(1)」> 「オ」	一般的に配布している広報物は、保護者向けと保育施設向けの資料のご提供でよろしいでしょうか？	問題ございません。

新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業
質問・回答表

番号	項目等	質問内容	回答
8	実施要領 「P4」>「8」 >「(2)」> 「ア」	候補事業者に選定されるのは「同一銘柄は2者まで」となっておりますが、弊社のプランではテープタイプはA銘柄、パンツタイプはB銘柄のプランもございます。同一銘柄かどうか判断する必要があるため、提案するサービスに使用のおむつについて複数銘柄は認めないという認識でよろしいでしょうか。また、認める場合は同一銘柄となる判断基準をご教示いただけますでしょうか。サイズ別に銘柄が違った場合は、1つのサイズでも銘柄が他社と同じ場合は「同一銘柄」と判断されますでしょうか。	施設で使用されるおむつは「パンツタイプ」が大半となりますので、同一銘柄かどうかの判断は「パンツタイプ」で行います。提案するサービスに使用のおむつについては、サイズ別で複数銘柄を提案することは認めませんが、例外として、パンツタイプと同一銘柄のテープタイプが販売（または一般的に流通）されていない場合に限り、テープタイプが別銘柄になることも可とします。この場合のテープタイプの銘柄が他社と同一銘柄であっても「同一銘柄」との判断はしません。
9	実施要領 「P4」>「8」 >「(2)」> 「イ」	「上位5位の提案者が2者以上いるときは、月額利用料金が最も安い提案者を候補事業者として選定する」とは、つまり本件は最終的に、上位5位(5者)の中から最安価の事業者のみを候補事業者に選定する、とも解釈できるが、そうであるなら、同項のアや第5項(3)の内容と齟齬が生じるため、当項目について確認したい。 ※当項の「上位5位」とは、同点第5位ということか？	順位は企画提案書の点数で決定しますが、5位の点数(同点5位)の提案者が2者以上いるときは、同点5位の事業者のうち月額利用料金が最も安い提案者を候補事業者として選定します。
10	実施要領 「P5」>「12」 > 「(1)」	①保護者投票のスケジュールと、実施業者選定後の各園で想定される導入スケジュールを教えてください。※各園で開始月が異なる可能性がある場合は2025年●月までに全園で導入予定などの予定段階でも構いません。	番号「1」に回答のとおりです。
11	仕様書 「P1」>「4」	協定締結日は、おおよそどのくらいの時期を想定されていますか？	番号「1」に回答のとおりです。
12	仕様書 「P3」>「6」 >「(6)」> 「エ」	選定時に提示したサービス内容を低下させるようなサービスの変更はしないこととありますが、昨今では予想できない価格高騰が発生することもございます。契約期間である令和10年までにおむつ等や配送費も急激な価格高騰が発生することも想定されます。同料金でのサービス継続がやむを得ず困難になる場合は、別途協議させていただける可能性はありますでしょうか。	左記のような理由で、協定書で締結した内容でのサービス継続がやむを得ず困難になる場合は、別途協議させていただきます。
13	仕様書 「P3」>「6」 >「(6)」> 「エ」	選定時に提示したサービスを低下させるようなサービス変更はしないこと、とありますが、おむつ製造業者によるおむつの仕様変更(材質変更)や価格改定があった場合、サービス利用料金の変更はどのような扱いがありますか？	番号「12」に回答のとおりです。
14	評価項目一覧 「4」発送・納品	「1箱配送の場合に通常配送と月額料金が異なる場合はその金額も記載してください」とありますが、1箱配送が可能な場合、「1箱配送」と「複数箱配送」の2つの料金が存在することになるかと思えます。その場合は選定されたプランの料金で保護者投票を行うという認識で相違ないでしょうか。それとも、保護者投票の際は選定事業者が1つのプランを選ぶことができるのでしょうか。また、1箱配送の可否とは、「緊急時には対応できる」ということでは無く「対象施設は常時1箱から発注でき、サービス提供者は1箱からいかなる時も発送をする」という認識で相違ないでしょうか。	本市の市立園の中には、施設面積の規模等により保管スペースが確保できず、「複数箱配送」が困難な施設があります。このため、対象施設では「緊急時」だけでなく「常時1箱配送とする」ということです。提案されるプランが「複数箱配送」を基本としている場合は、「1箱配送」になった場合の料金も記載してください。この場合、協定書において「ただし、常時1箱配送を希望する施設の利用料金は〇〇円とする」等の文言を追加し、対象施設の保護者投票時には、1箱配送の場合の料金を提示し投票を行います。なお、「複数配送」が不可能な施設については、3月中に調査を行う予定ですが、数園程度と見込んでいます。

新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業
質問・回答表

番号	項目等	質問内容	回答
15	評価項目一覧 「12」業務実績	(実証実験も記載可)となっておりますが、この度弊社は新潟市での実証実験を行わせていただきました。その実績の記載を行うことは可能でしょうか。	可能です。